

健康保険の給付制限について

事故、喧嘩、泥酔などによるけがの場合

健康保険では、病気やけがをした場合に、医療費の一部を健康保険で負担します。

ただし、**ご自身の故意の行為、喧嘩、泥酔などが原因で病気やけがをした場合は、健康保険の給付を全部または一部制限することがあります。**この取扱いは、健康保険法第 116 条および第 117 条に基づくものです。

健康保険法第 116 条

被保険者または被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、または故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行わない。

健康保険法第 117 条

被保険者が、闘争、泥酔または著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付の全部または一部を行わないことができる。

1 故意の犯罪行為などによるけが

次のような行為が原因で発生した事故については、保険給付を制限することがあります。

- 酒酔い運転または酒気帯び運転
- 危険運転致死傷罪が適用される事故
- 無免許運転による事故
- その他、故意の犯罪行為による事故
- 故意に発生させた事故

給付制限の対象となる運転

「無免許運転」とは、運転免許を取得していない状態で運転することをいいます。

なお、免許停止処分中の運転については、無免許運転とは異なるため、事故の状況を確認したうえで個別に判断します。

同乗者について

運転者が酒酔い運転、酒気帯び運転または無免許運転をしていることを知りながら同乗していた場合は、同乗者についても給付を制限することがあります。

自損事故について

相手方のいない自損事故であっても、酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転などが原因である場合は、給付制限の対象となることがあります。

2 喧嘩や闘争によるけが

喧嘩や闘争によってけがをした場合は、当事者の行為や事故の状況に応じて、保険給付を制限することがあります。

事故の状況	給付制限
1. 喧嘩や闘争によるけが	100%
2. 偶発的な事故で、双方に暴力行為がある場合	50~100%
3. 正当防衛が認められる場合	制限なし
4. 偶発的な事故で、本人が無抵抗であった場合	制限なし

※事故の状況については、警察の資料等から保険給付率を個別に判断します。

3 泥酔や著しい不行跡によるけが

泥酔によるけが

泥酔の程度が著しく、泥酔が事故の原因となった場合は、保険給付を制限します。

単に飲酒していたという事実だけで、直ちに給付制限の対象となるものではありません。事故との因果関係や泥酔の程度を確認したうえで判断します。

著しい不行跡によるけが

社会一般の常識から見て、著しく不適切な行為によってけがをした場合は、給付制限の対象となることがあります。

適用の有無や制限割合は、事故の状況を確認したうえで個別に判断します。原則として泥酔の場合と同様に取扱います。

4 自殺または自殺未遂の場合

自殺または自殺未遂による傷病については、原則として、保険給付を制限します。

ただし、精神疾患などにより、その行為の結果を認識する能力がない状態であったと認められる場合は、給付制限を行わないことがあります。

また、自殺未遂後に、精神疾患などの治療のために療養を受ける場合は、その後の療養について、給付制限を行わないことがあります。

5 第三者が関係する事故の場合

交通事故や喧嘩など、第三者が関係する事故で**健康保険の使用を希望する場合(本来は自動車保険での対応です)は、必ず健康保険組合への連絡・届出が必要です**。第三者に損害賠償責任がある場合、当健康保険組合は、健康保険で負担した医療費(保険給付)について、第三者または損害保険会社に損害賠償を請求となります。第三者から損害賠償を受けた場合や、自動車保険などから補償を受ける場合は、健康保険組合に必ずお知らせください。

高額療養費および付加給付については、支給しません。

高額療養費制度(限度額適用認定証)を利用された場合は、後日返金いただきます。

6 埋葬料・埋葬費について

上記のような事故が原因で被保険者が亡くなった場合でも、埋葬料または埋葬費については、原則として給付制限を行いません。ただし、第三者からの損害賠償、他の給付との重複、その他の調整が必要な場合は、支給額を調整すること、または支給しないことがあります。

7 給付制限の決定について

給付制限の対象となるかどうかは、事故の状況を確認したうえで、健康保険法、関係通知などにに基づき判断します。

事故の内容によっては、健康保険を使用できない場合や、後日、医療費を返金していただく場合があります。

給付制限の対象となる場合は、当健康保険組合から改めてご連絡します。